

運輸省が発注する工事請負契約に係る事務の適正化について

平成 5 年 6 月 21 日港管第 1500 号
 最終改正平成 12 年 7 月 3 日港管第 1260 号
 港湾局長から各港湾建設局長あて

表-2

指名基準	留意事項
1 工事の施行能力からみて余裕のある者	工事の手持状況等からみて当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること
2 特殊な技術若しくは工法又は作業船、機械、施設等を必要とする場合にこれを保有する者	(1) 当該工事の施工に必要な特殊な技術若しくは工法の開発実績、施工実績等総合的に勘案すること (2) 当該工事の施工に必要な主たる作業船、機械、施設等についての保有状況を総合的に勘案すること
3 当該契約と同種の契約において相当な経験を有する者	当該契約の履行にあたり下記事項等に配慮し、同種の契約において相当な経験を有していることを総合的に勘案すること。 (1) 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること (2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同等と認められる条件下での施工実績があること (3) 気象、海象、地形、地質等自然条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること
4 施行上の地理的条件に適合する者	当該地域での工事実績等からみて、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実に円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること